

5 高齢者向けの住宅や施設

高齢者向けの住宅や施設などをご紹介します。詳しくは問い合わせ先にお尋ねください。

介護保険の施設以外にも、高齢者向け賃貸住宅から老人ホームまでいろいろな選択肢がありそうですね。



■ 高齢者向けの賃貸住宅

高齢者向けの賃貸住宅があります。ただし、入居後、介護が必要となったり、在宅介護が困難になったりしたときには、福祉施設への住み替えなどが必要となります。

略称・正式名称	説 明	問い合わせ先
サービス付き 高齢者向け住宅 (サ高住)	バリアフリーなど的高齢者向け仕様で、介護・医療と連携し、安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供する民間賃貸住宅。高齢者単身およびその配偶者のほか、要支援・要介護認定を受けた人も入居が可能です。 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けた住宅は、住宅が提供する介護サービスを受けることができます。指定を受けていない住宅では、訪問介護などの外部の介護サービスを利用することができます。	北九州市保健福祉局 介護保険課 ☎093-582-2771 【登録情報の閲覧】 https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/ 北九州市都市戦略局 住まい支援室 ☎093-582-2288
高齢者向け優良賃貸住宅 (高優賃) 地域優良賃貸住宅【高齢者型】 (地優賃)	バリアフリーなど的高齢者向け仕様で、市が認定した民間賃貸住宅。60歳以上の方を対象とします。所得に応じて家賃補助が受けられる場合もあります。 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けた住宅は、住宅が提供する介護サービスを受けることができます。指定を受けていない住宅では、訪問介護などの外部の介護サービスを利用することができます。	北九州市都市戦略局 住まい支援室 ☎093-582-2288 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ 北九州市トップページから 「高優賃」で検索してください。
高齢者向け 市営住宅 (シルバーハウジング)	バリアフリー仕様や、生活援助員を配置するなど、高齢者の生活に配慮した市営住宅です。	北九州市住宅供給公社 市営住宅課 ☎093-531-3030 https://www.jkk-kitakyushu.jp/shiei/

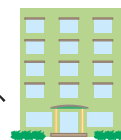
■ 自宅を改修したい



略称・正式名称	説 明	対 象	問い合わせ先
住宅改修 (介護保険サービス)	手すりや段差解消などの改修費用を支給します。(P23参照)	要支援・要介護の認定を受けた人 所得要件:なし	各区役所 保健福祉課 介護保険担当 (P36参照)
すこやか 住宅改造助成	介護保険(住宅改修費)等の支給限度額を超える部分等の改修費用を助成します。	要支援・要介護の認定を受けた人等 が属する世帯 所得要件:あり	各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 (P36参照)
高齢者等 住宅相談	介護を必要とする高齢者や障害のある人等の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築等への改造に関する専門的な相談を行います。	住宅改造等を希望する人	各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 (P36参照)

■ 老人ホームなどの施設

入所型の老人ホームには、利用者側と施設側とが直接「入所契約」を結び入所する施設と、区役所が窓口となり入所者を決定する施設(養護老人ホーム)があります。



名 称	説 明	入居要件	問い合わせ先
有料老人ホーム	高齢者が入居し、食事や介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスが受けられる施設。 住宅型 介護が必要となった場合、訪問介護などの介護サービスを利用しながら、施設での生活を継続することが可能。 介護付 介護が必要となっても、施設が提供する介護サービスを利用しながら、施設での生活を継続することが可能。	おおむね 65歳以上	各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者 相談係 (P36参照)
生活支援ハウス	老人デイサービスセンターに居住部門が併設され、独立して生活するには不安のある高齢者に対して、低料金で介護、住居、地域住民との交流の場などを総合的に提供する施設。 (自炊も可能)	原則60歳以上	
養護老人ホーム	家庭環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設。(市の入所判定委員会の判定を受ける必要有り)	おおむね 65歳以上	
軽費老人ホーム (ケアハウス・A型)	自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。	60歳以上	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で、認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けられる施設。	認知症があり かつ 要支援2以上	
介護老人 福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所できる施設で、入浴・排せつ・食事・日常生活の介助や機能訓練などを受けることができる施設。	原則 要介護3以上	

高齢者向けの
住宅や施設